

馬伝染性貧血検査を終了します

国が設置している馬防疫検討会本会議は、馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の「馬伝染性貧血は国内で清浄化されたと考えるのが妥当」との**報告書***を承認しました。

これを受けて、平成29年度で馬伝染性貧血の検査を終了します。

平成30年度以降は、海外からの本病の侵入を防止するために、輸入馬を対象として、当該馬の所有者が着地検査期間中に民間の検査機関に依頼して自主的な検査を行うこととなります。

【自主検査について】

- ・詳しくは、動物検疫所での検疫解放時に交付される指示書をご覧ください。
- ・検査を依頼する民間の検査機関については、当所へお問い合わせください。

報告書の骨子(軽種馬防疫協議会HP)

○競走馬や乗用馬などの軽種馬及びばんえい競走用馬

感染馬が存在する可能性は非常に低い。

○農用、肥育用、愛玩用馬

感染馬が存在する可能性は低いが、清浄性を裏付けるデータは十分ではなく、未検査の個体は可能な限り検査することが望ましい。

○在来馬

一部の馬群で検査が実施されていない個体も存在し、衛生管理や臨床観察も不十分な点があり、可能な限り全頭検査し、清浄性の確認に努めることが望ましい。

○輸入馬

本病の発生国からの輸入も多く、本病の侵入防止に努める必要がある。

◆在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認事業(平成26年度～28年度)の概要

- ▶木曾馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬 を延べ1,074頭検査し陰性
- ▶全国の飼養馬70,133頭のうち62,943頭(89.7%)が検査済

本病を疑う事例を発見したときは、当所へ速やかにご連絡ください。

京都府山城家畜保健衛生所 城陽市寺田北山田31の47

TEL:0774-52-2040(夜間・閉庁日転送)

FAX:0774-52-2030

